海外送金利用規定(法人のお客さま)

第1条(サービスの概要)

- 1. 海外送金サービス「GMO あおぞらネット銀行 海外送金(法人)powered by Wise」(以下「本サービス」といいます)とは、GMO あおぞらネット銀行(以下「当社」といいます)に口座を保有する法人のお客さまが、当社に対し当社所定の利用申込手続きを行い、当社と本サービスの利用に関する契約を締結したうえで、本サービスの提携先である、Wise Payments Limited (以下「ワイズ社」といい、ワイズ社およびその子会社を総称して「ワイズ社等」といいます)を通じて行う海外送金サービスをいいます。
- 2. ワイズ社(登記上の住所: TEA Building 56 Shoreditch High Street London E16JJ、カンパニーNo. 07209813) は、英国決済サービス提供会社(Payment Service Provider)であり、銀行とは異なります。ワイズ社は、イングランドおよびウェールズにおいて歳入関税庁(Her Majesty's Revenue and Customs)によるマネーサービスビジネスの登録を受け、金融行為監督機構(Financial Conduct Authority)の監督下で送金サービスを提供しますが、本サービスの主体は当社であって、ワイズ社等がお客さまに直接サービスを提供するものではありません。
- 3. 本サービスは、利用できない業種、送金できない商取引等を「海外送金利用制限先」として定めています。当社の「海外送金利用制限先」は下記をご参照ください。

https://gmo-aozora.com/business/service/overseas-remittance/limitation.html

第2条(定義)

本規定における用語の定義は以下のとおりです。

1. 海外送金取引

お客さま(送金依頼人)の指定する外国にある他の金融機関にある受取人の口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信することをいいます。

2. 支払指図

お客さまの委託に基づき、送金依頼の内容に従い、当社が適当と認める方法により、受取人の口座へ一定額を入金することを委託するために、関係銀行に対して発信する指示をいいます。

3. 決済口座

送金資金および当社所定の送金手数料を引き落とす預金口座として、お客さまが指定したお客さま名義の当社預金口座をいいます。

4. 支払銀行

受取人の預金口座への送金資金の入金を行う金融機関をいいます。

5. 関係銀行

支払銀行および送金のために以下の行為を行う金融機関およびワイズ社等をいいます。

- a. 支払指図の仲介
- b. 銀行間における送金資金の決済

6. 当局

海外送金取引に関して法令上の監督権またはその他の権限を有する国内外の公的機関をいいます。

第3条(お客さまの情報の取り扱い)

当社は、下記に定めるとおり、ワイズ社等、および本サービスにおけるワイズ社等の委託先 にお客さまの情報を共有いたします。

1. 利用目的

- (1) お客さまから受取人への送金処理等、本サービスを提供するため
- (2) 犯罪による収益の移転防止のための分析・確認を行うため。また、当該目的のために監督官庁等の公的機関に提出・報告するため
- (3) その他上記目的に付随する業務のため

2. 共有する情報

- (1) お客さまの口座情報(口座番号、会社名・住所、代表者氏名・所在国、取引責任者氏名・住所・生年月日・役職、および実質的支配者名・住所・生年月日等)
- (2) お客さまおよび取引責任者の提出済の本人確認書類
- (3) 提出済の事業内容等が確認できる書類
- (4) お取引情報(送金情報、その他取引に関わる事項)

3. 情報の取り扱い

ワイズ社等と共有した情報の当社における取り扱いにつきましては、上記利用目的の ために当社が定めるプライバシーポリシーに基づき利用いたします。ワイズ社等にお けるお客さまの情報の取り扱いにつきましては、下記のワイズ社のプライバシーポリ シーをご参照ください。

https://wise.com/privacy-policy

4. 情報提供

本条の規定によりワイズ社等に対してお客さまの情報を提供するにあたり、当社はお客 さまに対して必要な情報を提供いたします。当社が提供する情報の詳細につきましては、 下記のページをご参照ください。

https://gmo-aozora.com/policy/privacy-policy-overseas-remittance.html

第4条(利用申込・審査)

- 1. 本サービスは、当社に法人口座を保有しているお客さまが利用申込できます。
- 2. お客さまは、当社インターネットバンキングより本サービスの利用申込を行うものとします。
- 3. 当社法人口座にご登録の取引責任者の方のみお申込可能です。
- 4. 本サービスには、当社が定めたご利用いただけない業種、ご送金できない商取引がございます。
- 5. 利用申込には審査があり、お客さまの届出の内容に基づいて審査を行います。審査の結果により、海外送金のご利用をお断りすることがあります。
- 6. 取引責任者の変更手続き中は本サービスのお申込はできません。所定のお手続き後に 再度お申し込みください。
- 7. 当社が利用申込を承諾したことをもって、お客さまと当社の間で本サービスの利用に 係る契約(以下「本利用契約」といいます)が成立するものとします。

第5条(送金の依頼)

- 1. 本サービスに基づく送金の依頼は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 送金の依頼は、当社所定の時間内に受け付けます。
 - (2) 送金の依頼にあたっては、お客さまが当社インターネットバンキングより、支 払銀行情報、受取人口座番号、受取人名、受取人住所等の受取人情報、送金通 貨、送金金額、送金目的など当社所定の事項を正確に入力し、当社へ送信して ください。
 - (3) 当社は、前号により送信された入力内容をマネー・ローンダリングおよびテロ 資金供与の防止に関連する法律を遵守するために、送金内容を確認させていた だきます。送金内容の確認には時間を要する場合があります。送金内容の確認 のために時間を要したことによりお客さまに損害が生じた場合でも、当社は責 任を負いません。
 - (4) 送金の依頼にあたっては、お客さまは当社に、送金資金のほかに、当社所定の 送金手数料を支払うものとします。
- 2. お客さまは、外国為替関連法規、その他の法令等において、当局宛に書類等を提出する 必要がある場合、当社所定の方法により、当該書類等を提出するものとします。
- 3. 送金の依頼にあたっては、お客さまは当社に対し、送金資金および送金手数料を決済口 座から引き落とす方法により支払うものとします。
- 4. 当社が認めた場合を除き、次の各号に該当する場合または当社がこれらに該当する可能性があると判断した場合、本サービスに基づく取引のお取り扱いをしない、または本サービスに基づく取引のお取り扱いを留保します。この場合、当社はお客さまに対し、当社が定める期日までに当社が指定する書類等の提出を求めることができるものとし、

また、提出した資料等により当該事実に該当しないと当社が判断するまで留保を継続 することができるものとします。

- (1) 送金資金の合計額が、当社所定の時間における決済口座の支払可能残高を超えるとき。
- (2) 決済口座が解約済のとき。
- (3) お客さまから決済口座の支払停止の届出があり、それに基づき当社が所定の手続を行ったとき。
- (4) 差押等やむを得ない事情があり当社が支払いを不適当と認めたとき。
- (5) 本サービスによる依頼が当社所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
- (6) お客さまの海外送金が外国為替関連法規その他の法令等に違反するとき。
- (7) 送信された海外送金入力内容に誤りや瑕疵があるとき。
- (8) 金融庁その他の規制当局の指導、命令その他の理由により当社が本サービスを提供することができないとされたとき。
- (9) 送金金額が当社所定の送金上限額を超える、または送金下限額に満たないとき。

第6条(送金委託契約の成立と解除等)

- 1. 本サービスによる送金委託契約は、お客さまの当社 Web サイトの申込フォームからの 依頼に基づき、当社が送金の依頼を承諾し、当社の所定の時限に決済口座より送金資金 および送金手数料を引き落とした時に成立するものとします。
- 2. 送金資金および送金手数料は、お客さまの円普通預金口座から自動的に引き落します。 また、送金手数料は、お客さまの円普通預金口座から振替える方法により、受領するも のとします。なお、領収書等は発行しないものとします。
- 3. 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当社が関係銀行に対して支払指 図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めたときは、当社から送金 委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については 当社は責任を負いません。
 - (1) 取引等の非常停止に該当するなど、送金が外国為替法及び外国貿易法(以下「外国為替法」といいます。)ならびに米国財務省外国資産管理室による規制(以下「米国 OFAC 規制」といいます。)、その他日本および外国の外国為替送金関連法規に違反するとき。
 - (2) 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき。
 - (3) 送金が犯罪にかかわるもの、またはそのおそれがあるなど相当の事由があるとき。
 - (4) 本規定または当社が定める他の規定に違反すると当社が判断したとき。
- 4. 前項による解除の場合には、お客さまから受取った送金資金および送金手数料を返却

します。ただし、法令により返却することが禁止されている場合または著しく困難な場合は、返却を行わないものとします。

- 5. 当社は送金依頼の実行のために、日本および関係各国の法令・制度・制度・勧告・習慣、 関係銀行所定の手続、または海外送金に用いられる伝達手段における要件等に従って、 次の各号の情報のいずれか、又はすべてを支払指図とともに関係銀行に伝達します。ま た、関係銀行からの求めに応じて情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報 は、関係銀行によってさらに受取人に伝達されることがあります。
 - (1) 送金依頼のため第5条第1項2号の規定に基づきお客さまが入力した情報
 - (2) お客さまの口座情報その他お客さまを特定する情報
- 6. 支払指図の伝送手段は、当社が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、お客さまが特に指定して当社が承諾した場合を除き、同様とします。
- 7. 送金委託契約が成立した後は、お客さまは送金の依頼の解除、取消しまたは修正をする ことができないものとします。この場合において、当社は故意または重過失がある場合 を除いて、生じた損害について責任を負いません。

第7条(組戻し)

1. 当社は、送金委託契約の成立後は、組戻しの依頼は受け付けないものとします。送金資金の返還を希望する場合には、お客さまが受取人との間で直接協議してください。

第8条(取引制限)

- 1. 次の各号に定める海外送金取引は、一切取り扱いません。
 - (1) 外国為替法および米国 OFAC 規制によって禁止されるもの。
 - (2) 外国為替関連法規によって関係当局等の事前の許認可、承認、届出、登録等を 要する等、海外送金取引に際し当社にてその完了の確認を行うべき制限を課さ れたもの。
 - (3) お客さまが第三者の受益者のためにその第三者に代わって送金依頼を行うもの。
 - (4) 当社ならびにワイズ社が制限を課しているもの。
- 2. 当社は、本サービスにおいて、お客さまに事前に通知することなくいつでも、各種の制限を設定し、また、設定した制限を変更することができるものとします。当該制限には、第4条に定める審査に係る条件のほか、受取国、受取通貨ならびに1回、1日、1ヶ月および1年あたり等の送金限度額を含みます。

第9条(為替レート)

- 1. 当社は、受取人に送金する外貨建金額を算出するにあたり、ワイズ社が定める為替レートを使用します。
- 2. 当社は世界的な為替市場における中値(ミッドレート)と同期するような合理的措置を

実施します。しかしながら、当社により定められた為替レートは各種情報源に依拠する ものであり、必ずしも、特定のある時点における指標と一致することを保証するもので はありません。

- 3. 当社は、為替市場における変化によって発生する受取金額の減少について、いかなる責任も負いません。
- 4. 当社が定める為替レートを適用した結果、1補助通貨単位未満の数値が発生した場合には、1補助通貨単位未満につき当社所定の方法により端数の計算を行うものとします。
- 5. 当社はお客さまが送金指示時に送金画面に提示される為替レートを一定期間保証します。為替レートが保証されている期間に、為替レートが5%以上変動した場合は、当社は当該送金をキャンセルし、返金する権利を保持するものとします。

第10条(送金手数料)

- 1. お客さまは、送金を依頼するにあたり、当社所定の送金手数料をお支払いいただきます。 実際にお支払いただく送金手数料は、送金依頼時に画面上に表示されます。
- 2. 当社は本サービスに関する送金手数料を諸般の情勢により、新設、変更する場合があります。
- 3. 当社は、手数料の新設、変更を実施する場合、当社ホームページを通じて、お客さまにあらかじめ明示するものとします。
- 4. 送金手数料には、関係銀行が請求する手数料は含まれません。関係銀行が請求する手数料は、受取人に送金された金額から差し引かれる場合があります。

第11条(送金依頼の照会)

当社が送金依頼を受け付けた後に、受取人がお支払いを受けることができない場合または 支払銀行口座へ入金されない場合等、海外送金取引について疑義のあるときは、すみやかに 当社に照会してください。この場合、当社は、ワイズ社に照会する等の調査をし、その結果 を報告します。

第12条(お客さまの義務)

- 1. お客さまは、送金依頼にあたり、正確な情報を提供する義務を負うものとします。一旦、 送金依頼が実行された場合、当該取引を取り消すことはできません。お客さまの指示に 従って送金が実施されたことによってお客さまが被る損害については、当社は一切の責 任を負いません。
- 2. 本サービス利用において、本来の想定とは異なる事象が発生した場合には、お客さまは当社に対し直ちに報告する義務を負うものとします。
- 3. お客さまは、本サービスをいかなる違法行為にも利用しないものとします。当社は、お客さまの疑わしい行動、苦情または報告された違反行為について調査する権限を有しま

す。

4. お客さまは、本サービスおよび本規定に適用される、関連するすべての法令、規制、および規則に従ってのみ本サービスを利用できることに同意するものとします。

第13条 (解約)

- 1. 本サービスに利用されるすべての決済口座が解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。
- 2. お客さまに以下の各号の事由が一つでも生じた場合は、当社はお客さまに通知することなく、本利用契約を解除できるものとします。
 - (1) お客さまが本規定またはその他の当社が定める規定に違反したとき。
 - (2) お客さまが当社に申告した内容や提出した書類等が事実と異なるとき。
 - (3) お客さまの海外送金サービスの継続が法令に違反する場合、またはそのおそれがあるとき。
 - (4) お客さまの決済口座の一部または全部について取引停止または解約事由に該当したとき。
 - (5) 前各号に定める事由のほか、本項の対応を適切とする相当の事由があるとき。
- 3. 海外送金利用申込審査中および送金手続後一定期間は、決済口座を解約することができません。

第14条(免責事項)

- 1. 次の各号に定める損害については当社は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変・戦争、疫病の蔓延による操業不能、法令による制限、関係当局等または裁判所等公的機関の措置等のやむえない事由による損害。
 - (2) 当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず発生した、システム、通信回線、端末等に障害が生じたことによる損害。
 - (3) 当社またはワイズ社等以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由による 損害。
 - (4) 関係銀行が、外国為替関連法規、その所在国の慣習またはその所定の手続きに従い、もしくはそれらに照らして適切と認めて取り扱ったこと、または関係銀行(ただしワイズ社等を除きます。)の責に帰すべき事由によって生じた損害(海外送金取引に関する誤払い、不払い、過少払いまたは支払遅延によるものを含みます)
 - (5) お客さまと受取人または第三者との間における海外送金取引の原因関係に関わる損害(受取人または第三者による詐欺に関わるものを含みます)
 - (6) お客さまから受取人へのメッセージに関して生じた損害
 - (7) お客さまと受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害

- (8) その他当社またはワイズ社等に責めに帰すべき事由以外に基づく損害
- 2. 当社またはワイズ社等に責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについての一切の責任はお客さまが負うものとし、当社は責任を負いません。なお、当社またはワイズ社等の責めに帰すべき事由がある場合における当社の損害賠償責任は、法律上の請求原因のいかんを問わず、当該事由に起因して現実に発生した直接損害に限ります。当社はいかなる場合であっても、逸失利益、間接損害、特別損害、その他直接損害以外のお客さまに生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。
- 3. 本条第1項各号に定める事由が生じた場合、当社は海外送金取引を取り扱わないことができるものとします。

第15条(業務委託)

当社は、当社が任意に定める第三者に業務の一部を委託し、必要な範囲内でお客さまに関する情報を委託先に開示できるものとし、お客さまはこれに同意するものとします。

第16条(本サービス提供の制限等)

- 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客さまの承諾、お客さまに対する通知 その他の手続きを要することなく、本サービス等の一部または全部の提供を停止するこ とができるものとします。
 - (1) 本サービス等がお客さまもしくは第三者によって不正に使用された、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 当社が、銀行取引規定に基づき決済口座における預金取引の全部または一部を停止した場合
 - (3) 送金依頼の内容が、法令その他一切の取締法規に違反した場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (4) 当社が定める規定・約款等に違反したとき
 - (5) ワイズ社等について、支払停止、支払不能、法的倒産手続の申立、解散、資産凍結またはこれらに類する事由が発生した場合またはそのおそれがある場合
 - (6) ワイズ社等による支払指図の受付謝絶、支払銀行によるお支払いの謝絶等により 受取人へのお支払いが不能または困難である場合
 - (7) 法令による制限、送金する外貨の流動性、関係銀行との取引状況、またはその他やむを得ない事由により本サービスの提供が困難となった場合。
- 2. 前項に基づく本サービスの制限等について生じた損害について、当社またはワイズ社等 に故意または重過失がある場合を除いて、生じた損害について責任を負いません。

第17条(譲渡・質入れの禁止)

当社との取引に基づくお客さまのいっさいの権利および預金等は、譲渡、質入れその他第三

者の権利を設定をし、または第三者に利用させることはできません。

第18条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取り扱います。当社の規定は、当社 Web サイト上に掲示します。

第19条(本サービスおよび本規定の変更または廃止等)

- 1. 当社は、当社 Web サイトその他の方法で事前に変更日および変更内容を告知することにより、本サービス等の内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。ただし、経済情勢の変化その他合理的理由があるときは、当社は事前に契約者に通知することなく、変更または廃止することがあります。
- 2. 当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。
- 3. 前 2 項に規定する変更または廃止のために、本サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。これらの変更または廃止、あるいは利用の停止により生じた損害については、当社はいかなる責任も負いません。

第20条(準拠法および合意管轄)

本規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

(2023年5月29日現在)